

平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大 舘 宗 徳
 (JASDAQ・コード6628)
 問 合 せ 先
 役職・氏名 代表取締役副社長 中野 宏
 電 話 番 号 06-6226-7343

**第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回新株予約権の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 10 月 11 日開催の取締役会において決議した、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を割当先とする第5回無担保転換社債型新株予約権付債権（以下「本新株予約権付社債」といいます。）及び第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 29 年 10 月 27 日に発行価額の総額（2,003,333,333 円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 10 月 11 日公表の「第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回新株予約権の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行概要

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 10 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金 2,000,000,000 円 (各社債の金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	8,097,160 株 (新株予約権 1 個につき 202,429 株)
(5) 資金調達額	2,000,000,000 円
(6) 転 換 価 額	当初転換価額 247 円 (1) 当社は、平成 30 年 4 月 28 日以降、本新株予約権付社債権者の要請を受けた上で、当社の資本政策のため必要があるときは、当社代表取締役の決定により転換価額の修正を行うことができます。本項に基づき転換価額の修正が決定された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知するものとし、転換価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が 103 円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。

	(3) 上記(1)にかかわらず、以下の場合には、当社は、上記(1)に基づく転換価額の修正を行うことができません。 ① 当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合 ② 前回上記(1)に従って修正が行われた日から6ヶ月が経過していない場合
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
(9) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：平成34年10月28日
(10) 償還価額	額面100円につき100円

(注) 平成29年10月11日に公表しておりますとおり、当社と Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、本新株予約権付社債に係る買取契約を締結いたしました。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成29年10月27日
(2) 発行新株予約権数	6,666,666個
(3) 発行価額	総額3,333,333円（本新株予約権1個当たり0.50円）
(4) 当該発行による潜在株式数	6,666,666株（本新株予約権1個当たり1株）
(5) 調達資金の額	2,003,333,133円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額300円 行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund

(注)

1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が完了しない場合には、調達資金の額は変動いたします。
2. 平成29年10月11日に公表しておりますとおり、当社と Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、本新株予約権に係る買取契約を締結いたしました。

以上